

明治初期に日本の地方自治制度を建議した カール・ルードルフの研究

眞鍋貞樹

要約

本稿は、明治の「お雇い外国人」の一人であり、地方自治制度の整備などに貢献したドイツ人のカール・ルードルフの思想やその背景について示したものである。ルードルフが日本に招聘されたきっかけや、彼自身の人物像、そして日本に対する貢献については、彼に関して残されている資料や先行研究が非常に少ないために、明確にはされていない。だが、日本が明治維新後に近代化に向けて走り始めた時に、日本の地方自治制度の整備に関してルードルフが多大な貢献をしたことについては、明確にしておく必要がある。とりわけ、明治初期の日本において地方自治において住民総会（当時は公民総会）の規定が盛り込まれたのは、ルードルフによる建議の成果だったことは特筆されるべきものである。ルードルフがそうした建議を行った背景には、数少ない史料からではあるが、ルードルフが自由主義的かつ貴族主義的な自治思想を持っていたことが要因と考えられる。それは、ルードルフのみならず当時のプロイセンのエリートに見られる価値である。彼らの自治の思想は、騎士団的あるいはユンカー的な「自治の精神」の発露であった。彼らはプロイセンの東方へ移住していった先で農村地区を経営し、マックス・ヴェーバーが指摘したように、プロイセンにおける裕福な農民資本主義の先駆けだった。明治初期に日本がプロイセンから学ぼうとしていたのは、この「自治の精神」だったのである。

キーワード：自治の精神、自由主義、公民総会

はじめに

本稿の目的と意義

明治の「お雇い外国人」の一人であり、地方自治制度の整備などに貢献したドイツ人のカール・ルードルフ（Karl Rudolph もしくは Carl Rudolph: 1841-1915）⁽¹⁾ についての研究は多くない。同時期に来日

(1) カタカナ表記のカール・ルードルフのドイツ語には、Karl Rudolph, Carl RudolfあるいはKarl Rudolffといった多種の表記がある。さらに、明治期にもドイツ語をカナ表記することが難しく、カール・ルードルフがカーレ・レードルフと表記された場合もあった。本稿では、日本語では、カール・ルードルフとし、ドイツ語では、Karl Rudolphとする。さらに、カール・ルードルフに加えて、当時条約改正のための法制度や司法制度の改革に尽力した「お雇い外国人」でオットー・ルドルフ（Otto Rudorff）という裁判官が存在する。オットー・ルドルフも公文書でたんに「ルードルフ」あるいは「ルドルフ」としか記載されていない場合もあり、カールとオットーが同一人物として混同されていることがある。これらの点が、カール・ルードルフの研究に混乱を来している。なお、オットー・ルドルフも青木周蔵によって招聘され、1884年（明治17年）11月に来

した「お雇い外国人」である同じくドイツ人のアルベルト・モッセ（Albert Mosse: 1846-1925）については、日本の高校の歴史の教科書にも掲載されているほど、地方自治制度への貢献について評価されていることと比較すれば雲泥の差である。だが、両者による地方制度の整備にあたっての貢献には、それほど差はないと言える。

特に、拙著〔2020〕にて明らかにしたように、日本において法制度として住民総会（当時は公民総会）⁽²⁾の規定が盛り込まれたのは、ルードルフによる建議の成果だった。ところが、現在の日本においては、住民総会は法的には存在するものの、実態はない。しかも、住民総会の実施は、学説的にも政治的にも否定的に評価される。今日の日本では顧みられることのない住民総会が、明治の初期に法制度化され、そして戦後の地方自治法にも憲法第93条の規定と矛盾するにもかかわらず残されてきたのはなぜなのだろうか⁽³⁾。これが、ルードルフ研究を始めた動機でもある。

ルードルフが日本に招聘されたきっかけや、彼自身の人物像、そして日本に対する貢献については、彼に関して残されている資料や先行研究が非常に少ないために、明確にはされていない。だが、日本が明治維新後に近代化に向けて走り始めた時に、とりわけ日本の地方自治制度の整備に関するルードルフの貢献については、明らかにしておくことが必要であろう。それは彼の名誉のためだけでなく、そのことをもって日本における明治以降の地方自治制度の発展と限界を明確にすることができるからである。つまり、明治政府による地方自治制度は保守性と貴族性が特徴とされる中であって、住民総会という当時としても自由主義的な自治制度がどのように形成されたのかを明らかにするという意味がある。

本稿は、ルードルフが来日した際に、日本にも住民総会を制度化することを提起した背景を、彼の経歴と人物像を辿ることによって明らかにしようと試みるものである。もちろん、ルードルフによる手記等がわずかしかなかった状況では、彼の真意を正確に探ることはできない。しかしながら、彼の経歴に関わる歴史的、政治的な背景を探ること、また、2022年3月に、彼が晩年を過ごしたカッセル（Kassel：古くはCassel）等を調査し、ドイツ各地に残された当時の公文書などを調査することによって、おぼろげながらも彼の思想や信条の一端を示すことができた。

日し、東京大学で公法の講義を担当した。そして、条約改正のため外務省に協力した。さらに、裁判所構成法の成立にも尽力し、1887年（明治23年）10月11日に帰国した。小柳春一郎〔2007: 120-123〕を参照。

(2) 「公民総会」についてルードルフが使用したドイツ語は不明だが、モッセが参加した地方制度編纂委員会で決定した綱領では、日本語で「住民による相談会」となっている。ただし、綱領にはドイツ語でGemeindeversammlung（直訳すれば町村集会）と注記がされている。後に、元老院にて審議された際の日本語は、「住民総会」となっており、規定を設ける際に苦労した跡がうかがえると同時に、それぞれ意味合いが異なるものなので注意が必要である。

(3) 憲法93条は地方自治体は首長と議員を直接投票で選出すると規定されている。ところが、地方自治法では、町村においては議会に替わって住民総会で対応できるとされている。この住民総会の規定が憲法違反ではないかという国会議員からの意見書に対して、日本政府は「住民総会も議会の一形態である」という苦しい回答をしている。提出者早稲田夕季、平成三十年二月七日提出、質問第五七号、「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問主意書

先行研究

ルードルフに関する先行研究は、鈴木安蔵 [1942] による明治憲法制定過程の研究の中で、カール・フリードリッヒ・ヘルマン・ロエスレル (Karl Friedrich Hermann Rösler: 1834-1894)、モッセなどの「お雇い外国人」の研究に付随したものに限定されているのが実態である。一方では、尾佐竹猛 [1943] のように、ルードルフの憲法私案について触れ、ルードルフの功績を再検討する必要があると述べている場合もある⁽⁴⁾。つまり、ルードルフの貢献について、学術的にはさほど評価されていなかったのがあったが、改めて一考の価値はあるということである。だが、この尾佐竹の後、こうした趣旨からの研究がほとんどされてこなかった。

Robert M. Spaulding Jr. [1967] によれば、ルードルフは、明治 11 年 (1878 年) にビスマルクの命により青木周蔵によって招かれて来日したとされている⁽⁵⁾。

国学院大学日本文化研究所 [1992] がルードルフの講義についての資料集をまとめている。ただし、この資料集について脚注 1 で示した「お雇い外国人」として来日にして東京大学に勤務してオットー・ルードルフ (Otto Rudorff: 1845-1922) と、カール・ルードルフが混同されて紹介されているので注意が必要である。

ルードルフの人物像について示している文献・資料は、ドイツのポール・クリスチャン・シェンク (Paul-Christian SCHENCK) [1997] による研究に依拠しているものが多い。シェンクの研究が、ルードルフをはじめとして、多くの「お雇いドイツ人」への認識の基礎となっている。現在の時点で、ルードルフについての研究で、シェンクを超える研究は見当たらない。

近年では、税務大学校の牛米努 [2007: 453] によれば「カール・ルードルフは 1841 年プロシア生まれのドイツ人で、行政官補や郡長として地方行政に携わり、内閣顧問として招聘された。明治 17 年から同 20 年まで滞在し、帰国後は県参事官や県知事を歴任した」と記してある。

ルードルフの提起した「公民総会」「町村民総会」もしくは「住民総会」が明治時代から法制度化され、今日でも地方自治法上では規定があるものの、実態上ではほとんど実施されていなかった経過や問題点については、拙著 [2020] にて概略を述べた。

以上の様にわずかな先行研究を基に、本稿ではルードルフの人物象と思想について記していくこととする。



写真1 カール・ルードルフ⁽⁶⁾

(4) 尾佐竹猛 [1943: 273-274]

(5) これらの例でも年代が微妙に異なる理由は、来日した年月と、内閣顧問として任命された年月の違いであると思われる。またルードルフの肩書も微妙に異なるのは、翻訳の都合と解釈による違いである。

(6) 渡辺廉吉伝記刊行会編 [1934: 62] より転載。本書は都立多摩図書館所蔵であり、写真については同館の許可を得て掲載。なお、同書には「ルードルフ」としか示されていない。そのため、オットー・ルードルフとの可能性は残るが、本文中でカール・ルードルフとの交流が記述されている中で掲載されているものであり、また

1. ルードルフの経歴

ルードルフの経歴を示す確かな資料は、現在のところ、シェンク [1997] などによる数少ない研究や、ドイツの連邦公文書館に所蔵されている資料からしか得られない。それでも、彼に関する資料から、できるかぎりルードルフの経歴を追ってみたい⁽⁷⁾。その理由は、彼の辿った経歴の中に、彼が持っている自由主義そして貴族主義の思想の形成が関係していると考えられ、それらがルードルフの在日中に日本政府に提起した地方自治法などの内容に込められていたと考えるからである。

ルードルフは1841年3月26日、プロイセン北部のシュテティーン（Stettin：ポーランド語ではSzczecin）でプロテスタント系の家庭で生まれる⁽⁸⁾。シュテティーンは、ゲルマン騎士団の東方植民により形成された都市である。その地で生まれ、後に郡長（Landrat）まで務めるに至ったことから、ルードルフの家系としては、ユンカー（地主貴族）の一員であった可能性がある。その理由は、一般的に、郡（Kreis）は当時のプロイセンにおいて自由都市を除く小都市や農村部を統括する地方行政の中での中核となる単位であり、その郡長は郡議会の推薦により、国王が任命するという国王の地方統治の要であったことにある。郡長は行政官であることはもとより、貴族の身分代表という立場があった。そして、郡議会の議員はユンカーによってほとんど占められ、貴族出身である官僚たちが、税務、裁判そして警察行政を取り仕切っていたからである。

ルードルフは、1859年にハイデルベルク大学（正式名称はルプレヒトカール大学）に入学し、法律（行政法）を学ぶ。大学ではレナニア隊（Corps Rhenania：学生組織）⁽⁹⁾に入隊した。現在でもルードルフが著名なレナニア隊員の一人だったという記録が残されている⁽¹⁰⁾。

1863年にハイデルベルク大学を卒業後、当時は、第二次シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン戦争の最中であったため、1864年4月1日に1年間の志願兵となり、ベルリンの第2警備隊に配属された。

1865年、11月20日からケルン地方裁判所の司法官試補（Auskultator）となる。当時のプロイセンでは、官僚になるためには司法官試験に受かり、裁判所に勤務して司法の知識を得ることが求められていたからである。それは、中世以来、ドイツをはじめとしたヨーロッパでは、司法と行政との区別がなく、一体的に進められていたことの反映である。

1868年、ケルン政府の行政官試補（Regierungsreferendar）となる。

イルセンブルクにて妻アンナが写したとされるカール・ルードルフの写真2の姿と酷似しているため、この写真の人物はカール・ルードルフであると推測する。

(7) 資料によって、カール・ルードルフのドイツ語表記や、関連する事項の年代について異なっている場合がある。それらについては、今後の精査を待ちたい。

(8) 連邦公文書館所蔵 R150/210167/004 ならびに 407 には、ルードルフの家はプロテスタント系であり、父親はケルンの参事官をしていたとの記録があるが曖昧である。母親はベルリンのシャルロッテンブルクに居住していたとのことであるが、母親はどのような家系であったのか不明である。

(9) ハイデルベルク大学の伝統的な学生自治組織。自由でかつ騎士道精神に則った学生によって運営される。ルードルフは著名な会員（Bekannte Mitglieder）として帝国日本政府行政法律者（Verwaltungsjurist）となったと記録されている。

(10) https://no-regime.com/ru-denl/wiki/Corps_Rhenania_Heidelberg（2022.4.11 アクセス）

1870年-71年、普仏戦争に再び参戦する。

1874年、オポーレ（Opole:ドイツ語名ではOppeln）政府の査察官試補（Regierungsassessor）となる。

1875（74?）年5月28日にオポーレ地区グロス・ストシエルツェ郡（Kreis）の郡長（Landrat）となる。オポーレ地区⁽¹¹⁾もルードルフが赴任した当時はプロイセン領だったが、現在ではポーランド領である。

1883年8月3日行政参事官（Regierungsrat）となる。

1883年（明治16年）8月19日、ビスマルクの推薦を通じた青木周蔵による日本への招聘に契約する⁽¹²⁾。招聘時の肩書は郡長。年俸は400円とされた⁽¹³⁾。

1884年（明治17年）、3月15日に横浜港に到着する。3月21日に内閣顧問として任命された。9月中頃より10月31日まで、通訳を担った渡辺廉吉（1854-1925）⁽¹⁴⁾とともに海路にて北海道の函館に向かい、その後、札幌を経て、青森から陸路にて、宮城、福島、新潟、長野、群馬を50日ほどかけて視察旅行に赴く⁽¹⁵⁾。その後、日本政府の官僚に対して、憲法、地方自治法、警察法、税法等を講義すると同時に、多数の建議を行った。

ルードルフは警察制度、税制などに関する法制度について起草をしたことが知られているが、それに加えて「市街条例」「窮民救済法」なども起草した。いずれも当時のドイツですでに施行されていた法制度を参照したものである。

1887年（明治20年）3月に旭日章を授与される。その際の肩書は、「内閣顧問プロシア国皇帝陛下の行政参事官非戦陸軍大尉」であった。

1887年（明治20年）、3月3日、日本政府との契約の満期を迎え、退職慰労金として600円が日本政府から支給された後、8月にプロイセンに帰国する。ルードルフが尽力した市制・町村制の公布（翌1888年：明治21年）を見ないで帰国したことになる。

帰国後の9月8日、参事官としてポズナン（Posen）の政府に配属された。同地区も現在、ポーランド領である。

1888年9月8日からメルゼブルク（Merseburg）の上級参事官（Oberregierungsrat）となる。上級参事官とはプロイセン政府の地方行政を担う高級公務員である。

1893年11月10日からコシャリン（Köslin:ケスリーン）上級参事官となる。同地区も現在、ポーランド領である。

1897年12月20日からカッセル（Kassel）の上級参事官として、税務官・直接税担当局長に就任し

(11) オポーレはポーランド語で人が集まる場所・地域コミュニティを指す。同じ地名が各地で使われているので注意が必要である。

(12) 国立公文書館 請求番号：附 C00140108-00200

(13) 明治17年4月4日の書記官庶務課の記録によれば、職務は内閣顧問、契約期間は明治17年3月15日より3か年とされ、年俸が銀貨7200円とされている。同時期に来日したオットー・ルードルフの契約年俸は550円であった。ただし、オットー・ルードルフは家族同伴での来日である。このオットー・ルードルフの年俸額は、当時のプロイセンで皇帝からの直接任命の官僚と同等の年俸であったという。Wilhelm Röhlp *Deutsche Juristen in Japan: Otto Rudorff*, 1998, p. 61.

(14) 当時の肩書は太政官権少書記官

(15) 国立公文書館 請求番号：公 03846100-07600

た⁽¹⁶⁾。ドイツの税務官とは、たんに税務を取り仕切るだけではなく、事実上、その地域の行政監督を担う立場の役人を意味している。

なお、ルードルフが就任したのはカッセル市ではなく、広域の行政区である。カッセル市はルードルフが在任中の時代でも、ヘッセン州におけるカッセル行政官区ならびにカッセル郡から独立した市であった。ルードルフが就任していた当時も、ヘッセン州の中核的な都市であった。現在では、カッセル州の周辺にカッセル郡を構成する29の市町村がある。そのカッセル郡の周辺に6の郡があり、それがカッセル行政官区を構成している。このドイツにおける地方行政構造は、プロイセンによる統治時代から始まった郡制度の名残であり、1972年のドイツにおける郡制度改革によって残されている広域行政である。

1908年、渡辺廉吉が欧州視察の際にカッセルを訪問し、ルードルフと面会する。

1909年、カッセルの税務官・直接税担当局長を引退する。

1915年5月5日、ハイデルベルクの病院にて没する⁽¹⁷⁾。亡くなる直前まで、カッセルに在住していた⁽¹⁸⁾。

2. ルードルフの人物像

生まれた場所であるシュテティーン、郡長として赴任したグロス・ストシェルツェ郡、さらに日本から帰国後に赴任したポズナン、コシャリンは当時ではプロイセン領であったが、第二次世界大戦後はポーランド領に「復活」している。特に、オポーレはシレジア地域にあって、歴史的に神聖ローマ帝国、ポーランド、オーストリア、プロイセンと帰属が変化し、ボヘミア王国あるいはハプスブルク家などが領有権を巡っての争奪戦が繰り返されていた地域に属している。

民族と歴史が複雑に入り組んだ地域の郡長を、わずか34歳の時に任命されるというのは、それだけでも相当な能力の持ち主であり、高い身分の家の出身者であったこと、そして、当時のプロイセンにおける地方政府の官僚としてはエリートであったと推定できる。

ルードルフが後にメルゼブルクの上級参事官に就任した際に結婚した妻のアンナ(Anna née Crüger)の父親が、メルゼブルク出身の枢密院議員であることから、ルードルフの出自も身分的には高かったことを物語る⁽¹⁹⁾。

冒頭に示したように、ルードルフの人物像を解明する手がかりとなる史料は限られている。手がかりは、ルードルフを日本に招聘した当時の在ベルリン公使であった青木周蔵の手記と通訳を務めた渡辺廉吉による交流記録である。

(16) 当時の政府公報のカッセル版にて「政府の直接税部門の財務官 (Dirigent der Finanzabtheilung in direkten Gteuerangetlegenheiten)」に就任したと記録されている。Amtsblatt der Röniglichen Regierung zu Cassel No. 52, 29.12.1897, p. 304。

(17) 2022年3月23日のカッセル図書館による調査。ならびに連邦公文書館所蔵ファイル R1501/210167/0404 に記載。

(18) 連邦公文書館に残されている資料は、1940年に上智大学が連邦政府に対してルードルフの調査要請があり、連邦政府がカッセル郡に対して、ルードルフの引退後の動静についての調査依頼したものに対して、カッセル郡が回答したものである。R150/210167/399 が上智大学からの調査依頼。R150/210167/404 がカッセル郡からの回答。

(19) 連邦公文書館所蔵 R1501/210167/4 ならびに 407。なお、ルードルフ夫婦に子供がいたとの記録はない。

ルードルフと青木との接点については、日本に招聘されるに至る過程として、部分的に明らかになっている。それは伊藤博文がロレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein: 1815-1890) を日本に招聘することを期待したのだが、シュタインが年齢を理由に固辞することによって、伊藤が明治 16 年 1 月 30 日に宰相ビスマルクに謁見した際、招聘者の推薦を依頼したことから始まる。ビスマルクはプロイセンの行政学者で行政官としての経験が豊富な人物を選抜して日本に送ることを約束したという⁽²⁰⁾。

そして、三名の識者を日本に招聘することとなり、そのうちの一人がルードルフであった⁽²¹⁾。その招聘に青木が関与したことは、青木とルードルフとの間で交わした署名入りの条約書 (契約書)⁽²²⁾ が残っていることで明確である。ただ、青木が事務的にルードルフと契約を進めたのか、それとも青木が実質的に他の二名も含めて選抜にあたったのかは明らかではない。ビスマルクが推薦するにしても、宰相であるビスマルク自身が高級官僚とはいえ一官僚であるルードルフを探し出したとは思えない。青木がしばしばビスマルク宛に人選についての書簡を送り、ビスマルクもそれに応えていることから、人選にあたっては、青木が主体的な役割を果たしたであろう。

ルードルフが日本に招聘された 1884 年の翌年には、青木も日本に帰国した。そして、青木は外務次官となりながらも地方自治編纂委員会委員になっていることなどから、日本において二人の間で何等かの交流があったとしても不思議ではないが、交流の記録は見当たらない。

二点目は、ルードルフと接した日本人による唯一といっても良い文献が、ルードルフが日本に来日した際に、国内視察に同行し、通訳あるいは翻訳者としての役割を果たし、後に法制局長官などや貴族院議員を務めた渡辺廉吉の『渡辺廉吉伝』[1934: 102-105] である。しかし、同書でもルードルフの人物像についてはわずかししか触れられていない。ルードルフがプロイセンに帰国後の 1908 年に、渡辺が欧州視察の際に面会のためにカッセルに赴いたときの逸話が残されているだけである。

同書には、ルードルフはその際の 8 月に、カッセル近郊の避暑地であるイルセンブルクに滞在しており、ルードルフがイルセンブルクの停車場まで渡辺を出迎え、語り明かしたと紹介されている。その後の 10 月に、渡辺が再びカッセルに赴き、数日の間ルードルフの居宅に滞在し、渡辺を市内の施設見学に案内したと記されている。イルセンブルクのホテルにて二人がともに食事した際の写真⁽²³⁾ が同書に残されており、ルードルフの妻アンナが写したものと記述されている。人物像を探るまでの記録ではないが、唯一といってもよいルードルフの実像である。



写真 2 カール・ルードルフ (右) と渡辺廉吉 (左) イルセンブルクにて⁽²⁴⁾

(20) 大塚三七雄 [1943: 77]

(21) あとの二人は、文部顧問としてのヘルマン・テヒョウ (あるいはテショー: Herman Techow) と、大蔵顧問のフォン・グラマツキ (Von Gramatzki) である。大塚三七雄 [1943: 78-79] を参照。

(22) 国立公文書に保存されている書類は「テショー並びにルードルフ氏の条約書」と記されている。

(23) 写真 2

(24) 渡辺廉吉伝記刊行会編 [1934: 102] 都立多摩図書館所蔵。写真 2 は渡辺廉吉がカッセル郊外であるイルセン

当時のプロイセンにはすでに各地に鉄道が敷設されていたとはいえ、ベルリンから遠く離れている町にまで、わざわざ渡辺が旧交を温めるために訪問するというのは、容易なことではない。渡辺はルードルフと同時期に来日したヘルマン・テヒョウやモッセともベルリンにて面会をしている。それだけ、渡辺にとって、ルードルフやテヒョウそしてモッセとの関係性が重要だったことを物語る。

三点目は、ドイツの Schenck [1997] における研究による人物像である。Schenck [1997: 287-291] によれば、ルードルフが日本において評価されなかったのは、ルードルフは日本政府に対して自治制度や警察制度など様々な分野で貴重な進言を数多く行ったが、伊藤博文など日本側からは遠ざけられたからだという。その理由は、ルードルフも日本政府側も互いに相手の事情や精神を理解できず、両者が妥協できなかつたからではないかとしている。そして、Schenck や別の資料によれば日本側でルードルフを評価したのは青木だけであったという⁽²⁵⁾。ともに、ルードルフによる進言の内容が問題になったのではなく、ルードルフの個人的な資質や立ち振る舞いに日本側との軋轢があったという見方を示している。

そうした見方を裏付けるのが、写真3で示すように、ルードルフは日本からの帰国前に、相当な分量の日本に関する報告書をまとめて数回にわたってベルリンに送っていることである。それらの内容は自筆で、しかも古い筆記体で書かれているため解読困難であるが、様々な分野にわたって詳細な記述をしていることはうかがい知ることができる⁽²⁶⁾。また、日本語にも翻訳されたルードルフによる「普国市府制度ノ要領及日本市府制度起案ノ順序」などの建議を見ても、法制度の細部にわたる記述がみられる。これらは、ルードルフが官僚としての優れた能力を持っていたこと表している。このルードルフの官僚としての能力の高さに対して、日本側は青木や渡辺などの限られた人間しか共感を持つことが無かつたようである。

この点について、青木がルードルフを評して「稍々リベラルにして optimist に見え、内政治務的之見込は七独三仏之思想」⁽²⁷⁾ として、さらに「若干フランス流の思想を有している点が、ややりベラルということなのであろう」⁽²⁸⁾ と評価した点が重要ではないかと思われる。ルードルフのどのような点が自由主義的と青木が指摘したのかは具体的に記されていない。だが、当時の日本人としては先鋭的な自由主義者であった青木が、ルードルフをフランス流のリベラルだと評価していたということになる。

青木の指摘のように、ルードルフがリベラル的思考を持っていたとするならば、その要因について二点ほど考えられる。一つは、生まれ育ったシュテティーンである。シュテティーンは、古くは神聖ローマ帝国領であり、さらにスウェーデン王国領を経て、ルードルフが誕生した当時はプロイセン領土であったが、現在はポーランド領土である。中世ではゲルマン人、スラブ人、ポーランド人あるいはヴァイキングの末裔など、多民族によって住民が構成された都市であった。このヨーロッパの特徴でもある多民族による複雑な支配と被支配の関係性の連続と断絶、そして騎士団として強力な支配層を築いたプロイセンの一員であることが、若き日のルードルフに少なからず影響を与えたであろう。

ブルクにてルードルフと面会した際に、ルードルフの妻によって撮影されたものである。

(25) Meiji-portraits.de/meiji-portraits_r.html (2021.8.31 アクセス)

(26) プロイセン時代の行政文章で使用されたジュッターリンシュクリフト (Sütterlinschrift) といった筆記体で書かれている。

(27) 「伊藤博文関係文書1」, p.63。

(28) 牛米努 [2007: 453 一部筆者修正]

この青木のルードルフに対するリベラルとの評価から、当時の明治政府にとっては、ルードルフが予想外に自由主義的な思想を持っていた人物だったために、明治政府の重鎮である伊藤博文や井上毅から敬遠されたことを示唆している。伊藤や井上がモッセを重用した一方で、ルードルフについては敬遠していた理由が、ルードルフの持っていた自由主義思想にあったことが伺える。

だが、建議を宛てた伊藤博文にも敬遠され、後にルードルフが日本政府によって顧みられなくなった原因が、彼の自由主義思想にあったとすれば、ルードルフが憲法はもとより、地方自治制度、警察制度さらに税制度にまでも日本政府を相手に講義することを許したことは何を意味するのだろうか。また、ルードルフの招聘については、時の宰相ビスマルクが大きく関与している。だが、フランス流の先鋭的な自由主義者を日本に紹介するようなことを果たしてビスマルクが許可したのだろうか。

二つは、ルードルフが入学したハイデルベルク大学である⁽²⁹⁾。当時のハイデルベルク大学では、ロマン主義と自由主義による運動が熱心に進められており、学生と官憲との間での騒動が発生したこともあった。ルードルフが隊長を務めたレナニア隊は自由主義と貴族主義（エリート主義）によって運営された学生自治組織である。ルードルフの青年期における人格的な形成に、このハイデルベルク大学とレナニア隊の自由主義そして貴族主義が大きく影響をしたと思われる。しかも、彼の終焉の地が、このハイデルベルクであることはルードルフにとって特別な地であったことを思わせる⁽³⁰⁾。

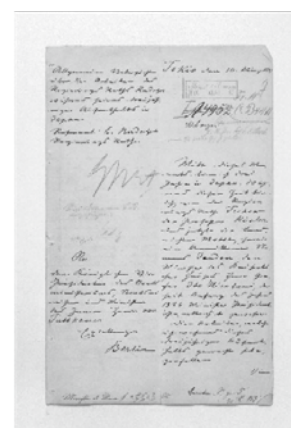


写真3 ルードルフによる
手書きの報告書⁽³¹⁾

3. 建議から観るルードルフの思想

3.1. 建議の概要

ルードルフは来日後、わずか3年間の滞在の中で、明治政府に対して50本近くの建議や講義録などを残している。そのうちの何本かが伊藤博文による関連文書として残されている。

なお、伊藤博文による関連文書に残されている建議の多くが署名がなく、署名があったとしても「ルードルフ」としか示されていない場合が多い。また、仮にカール・ルードルフとして署名されていたとしても、当時の混乱が反映したままの可能性もある。そのため、オットー・ルードルフによる建議の可能性を否定できないものの、オットー・ルードルフは主に裁判所制度と条約改正に関与したことから、それ以外の建議はカール・ルードルフによるものと推測できる。ただし、カール・ルードルフも地方制度以外の警察制度や裁判制度も建議しており、どちらのルードルフによるものなのか判別できない

(29) ハイデルベルク大学に留学し、国家学のプルンチュリに指導を受けた日本人に、法務官僚として明治憲法制定に関わった平田東助（1849-1925）がいる。

(30) カッセルを最後に行政官を引退したルードルフだが、没後の埋葬地についてはハイデルベルクを希望したという。その希望の通り、ハイデルベルクの墓地に埋葬された。

(31) ドイツ連邦公文書館所蔵 R901/29745, p. 290, 1887年5月10日付のベルリンへの報告書。

ものもある。また、無署名の場合には、カール・ルードルフによるものと推測したとしても、確証は得られない。

以上の点を考慮しても、カール・ルードルフによる建議は次のようなものであると考えられる。

- ・「普国内務省組織に関するルードルフ氏答議 1884年（明治17年）4月」
- ・「普国警察大要講義筆記 1884年（明治17年）4月18日 第1回」
- ・「地方官懲戒に関するルードルフ氏答議 1884年（明治17年）11月」
- ・「町村公債に関する答議 ルードルフ 1885年（明治18年）10月1日」
- ・「立法及行政権柄の施行に関する法律仮案 1886年（明治19年）1月5日」
- ・「立憲君主政及議院政に関するルードルフ氏意見 1886（明治19年）年1月11日」
- ・「普国宮内大臣に関するルードルフ氏答議 1886年（明治19年）1月14日」
- ・「ルードルフ氏日本改革に関する御親翰案 1886年（明治19年）1月31日」
- ・「ルードルフ氏日本改革趣意書備考 1886年（明治19年）日時不明」
- ・「日本帝国の教育財政経済地方政府並に国家官庁及び自治官庁の組織に関する改正案 日時不明」
- ・「国際罪に関する件」日時不明
- ・「死刑廃止草案」日時不明
- ・「行政裁判論 第5章」日時不明
- ・「普国市府制度の要領及日本市府制度起案の順序」 日時不明
- ・「財産等級税講説」日時不明
- ・「地方自治制草案理由」日時不明
- ・「町村法草案」日時不明
- ・「ルードルフ氏市街条例草案」日時不明
- ・「東京府自治制草案」日時不明

特に地方自治関連において「地方自治制草案理由」「町村法草案」「ルードルフ氏市街条例草案」が重要である。なぜなら、それらの中に、ルードルフの持つ自治思想、自由主義思想そして貴族主義が織り交ざっていることが散見するからである。

3.2. ルードルフによる自治思想

ルードルフによる「町村法草案」の第20条で、「村又ハ町ニシテ単ニ参決権ヲ有スル町村民二十名又ハ二十名以下ナルトキハ、該総員ヲ以テ町村会ヲ組成ス」と提起した。町村の有権者が20名以下の場合には、有権者の総員による町村会（公民総会）とすることを提起したのであった。この提案がなぜ明治政府の承認を得たのか、また、なぜ制定後には公民の数が20名から15名に改正されただけで、さらに第二次世界大戦後の現行の地方自治法制定に至るまで、GHQによる日本国憲法の制定と地方自治法改正の議論の中で、この「公民総会」の規定が継続したのだろうか。この過程については明らかではなく、また研究者の中でもさほど関心を持たれなかった事項である。

しかしながら、この第20条を根拠として、日本でも神奈川県芦の湯村（現、箱根町）そして大阪府今宮村（現、大阪市西成区）にて、議会ではなく住民総会が行われていた経過がある。この歴史的経過から、今日の日本において地方議会議員のなり手不足という問題を解決するための方法論として、高知県大川村から村議会に替わって住民総会の実施が提起されたのである。

この直接民主制を表象する住民総会が、中世のヨーロッパ各地で慣習的に、また様々な形態で開催されていたことは事実として認識されていても、その歴史的な形成経過についてはいずれの国においても十分に明らかになっていない領域である。ただ、ここで指摘しておきたい点は、日本が近代的な法制度の整備を進めていく中で、最初に住民総会について明確に提起した経過が残っているのは、このルードルフの町村法草案であるということである。

ルードルフが日本の当時としては進歩的とも言える住民総会を提起した理由は明確ではないが、次のようなルードルフが地方自治制草案理由で記した見解がそのヒントとなる。

日本は小官嘗て農業報告に詳記せし如く、大地主少なくして小地主多く、普国奥国等と相類せず。故を以て日本人民の財産及収入は之を欧州に比して極めて平均なるを以て、豪富者甚だ少なしと雖も赤貧者も亦多からず。

ルードルフは訪日後、渡辺廉吉に同行して50日間にわたって北海道や東北地方を視察した。その際の日本の地方の状況の見聞した知識を基に、地方自治制度草案の理由として語っているわけである。つまり、ドイツと異なり富農と貧農が少なく、平均的な農民が多いという認識であった。

日本は従来官治と地方自治との事務上に就き明瞭なる解釈を有せず。尤も1868年以前に於て下級の三種族即ち平民は地方自治の機関を有せずとせず。

現在においても地方自治（住民自治）と地方行政（団体自治）を明確に区分しない日本であるが、ルードルフが日本に滞在していた当時においても、ルードルフにとってはそのように見えたのであろう。

ルードルフが赴任したオポーレ地域は、前述のように、歴史的に複雑な経過をたどった地域である。オポーレとはもともとポーランド語では、部族主義的で家族単位での領土共同体の場所を意味する用語である。そのため、ポーランドでは各地に「オポーレ」という名称が付いた地域がある。このオポーレ地域では封建制のもとでありながらも、伝統的に集落ごとに、地域の長老を中心に住民総会（農民総会）が開催されていたのであった。

もともとゲルマン社会においては、古代より農村地域では成人男性による民会が開催され、戦争などの重要事項が審議されていたという伝統がある。さらに、中世におけるゲルマン人の農村共同体は、都市自治とは比較にはならないものの、教区を中心として富裕な農民による村民集会を開催し、村役人を選出するなど古典的な自治行政を実践していた⁽³²⁾。

(32) 岩村等 [1996: 78, 96-97] なお、ドイツの農民には自由農民と隷属農民とあり、隷属農民には市民としての権利が付与されなかった。

そして、ドイツにおける小都市では中世において「市民総会」が開催されていた。ルードルフが最初に赴任したケルンの近郊にある人口が1万人ほどのツォンス市（Zons Staat）の「市民総会」について、林毅〔1986〕が以下のように記している。

市民総会は市長によって召集され、合図の鐘が鳴らされたならば全市民が参集しなければならなかった。特に一般市民の経済的負担や労役が必要される事項に関しては、市民総会が開催された⁽³³⁾。

林によれば、市民総会が開催されるのは、市民に軍事的活動に従事する義務を求めたり、また市の運営についての経済的負担を求めたりするためだったという。ツォンスのような小都市の自由というのは、領主によって制限されたものであると同時に、市民にとっても義務を課せられるものであった。そのため、近代的な民主政をそこに見出すことはできないものの、中世のドイツにおいては、各地ですべて「市民総会」が開催されていたという史実は重要である。

さらに、ルードルフが最後に勤務したカッセル市でも、キルヒディットモルト地区（Kirchditmold）にあるヴァイセンシュタイン教区（Weißenstein）において、8世紀から13世紀にわたって教会区の住民が集まり、「裁判」と「行政」を議論していた場所という史跡が残っている⁽³⁴⁾。おそらくは、ルードルフとしてもドイツ各地での行政体験の中から、こうした住民総会が歴史的に実践されていたことについての知識を得ていたであろう。

ルードルフにとっては、彼が行政官をしていた北部・東部ドイツ（現在ではポーランド西部）の農村部で広く展開されていた、騎士団を中心とした小都市自治あるいは農村自治（騎士が農業を営むような地域における自治）の姿を重ね合わせたのだろう。

ところが、このルードルフの提起に対して、ロエスレルは小さな町村であれば問題はないが、規模の大きい町村に、住民総会に委ねることについては賛成しがたい、という批評を残している⁽³⁵⁾。その理由は、大きな町村の行政すなわち共有財産や町村費などの処理を一人の町村長の掌中に収めることになるということであった⁽³⁶⁾。

続いてロエスレルは、ルードルフの案は町村に対して同じ制度を適用するものであり、それらは区分すべきであるとした。さらに村においては村会を設置するのは、あまりにも自由主義的すぎるため、村は戸長によって統治されるべきものというものだった⁽³⁷⁾。

加えて、モッセも、ルードルフの案では、郡長と町村との間に、戸長を置くことから、地方自治制度が複雑となってしまう、自治を整備する上での妨げになると批判した⁽³⁸⁾。

三者三様の自治制度への見方がここに表れている。まず、戸長という伝統的な地域の長が統治の中心を担うことが前提となっているものの、もっとも自由主義的な地方制度として町村会制度と公民総会を

(33) 林毅 [1986: 230-231]

(34) 筆者による 2022 年 3 月 23 日の現地調査による。詳しくは www.kirchditmold.de に掲載されている。

(35) 亀卦川浩 [1967: 33]

(36) 亀卦川浩 [1967: 33]

(37) 亀卦川浩 [1967: 32]

(38) 亀卦川浩 [1967: 29]

提起したのが、ルードルフ案である。ここに、ルードルフは自分が行政官をしていたプロイセンで経験した、農村部での長老による市民集会の姿を映し出したのであろう⁽³⁹⁾。

この点について、ルードルフが個人の主体性や権利義務を強く擁護する立場での自由主義者であると青木が評価した根拠にもなる点である。ロエスレルもシュタインとともに、当時のドイツにおいては封建主義からの改革を求めるといって自由主義的であったのだが、そのロエスレルよりもさらに自由主義的であったのである。

3.3. ルードルフの自由主義

青木の人物評価のように、ルードルフの意見書や講義録には、自由主義と貴族主義が混在している。人格的には自由を尊重する進歩的な人物であるものの、保守的で貴族主義的な思想が混ざったような印象を受ける。これは矛盾を来すようであるが、彼においてはごく自然なものであったのかもしれない。なによりルードルフが支持していた1807年から始まった「シュタイン・ハルデンベルク改革」においても、自由な農民の育成と貴族制度の継続という矛盾したものが混在しているのである。

ルードルフによる数多くの建議の中でも市街条例草案は重要な位置を占める。だが、この建議によって明治政府が同種の立法を行うことはなかった。その理由は明らかではないが、あまりにも自由主義的であり、かつ貴族主義的な草案だったからであろう。この草案を眺めると、「シュタイン・ハルデンベルク改革」によって実践されたプロイセンの市街法と類似していることが分かる。

さらに、ルードルフは自由主義的な意見を明治政府関係者へ述べている。

先ず国民の一人一己に関する権利、即ち人身の自由及び保護の事を述べんに、人間たるの性質より云えば、自由なる者なり。委く云えば人たるものは自由に考へ自由に行ひ得べきものなり⁽⁴⁰⁾。

各個人は只自由且独立に高度の進歩を為したる国民の利益を享有し得べく、高度の進歩を為したる精神上及身体上の器具を使用し得るへし⁽⁴¹⁾。

以上のように、ルードルフは地方自治に関連したものだけでなく、憲法における人権規定や、教育制

(39) 19世紀のドイツでは、都市部はもとより農村部においても、自由農民による農民自治・農民集会（Gemeindeversammlung）が実践されていたことは知られている。しかし、その規模などについての証拠となる史料は乏しく、実際にどの程度の規模の農民集会だったのかは明らかではない。また18世紀末に農奴制度が廃止されたとしても実態は地域によって異なり、農民集会に参加する権利を持った農民は、全体の人口のわずかだったと思われる。また、プロイセン憲法では地方自治に関する規定は特別法に委ねられた。そして、ワイマール憲法では第127条で法律の範囲内で地方自治体は自治権を有する規定された。さらに、現在のドイツ連邦基本法第20条には、市町村においては議会ではなく市町村集会（Gemeindeversammlung）に代えることができるとの規定になっている。しかし、ドイツにおいても議会に代えて市町村集会を実践している例は見られない。

(40) 伊藤博文 [1934: 132] なお、第20条の原文は、「村又ハ町ニシテ単ニ参決権ヲ有スル町村民二十名又ハ二十名以下ナルトキハ、該総員ヲ以テ町村会ヲ組成ス」である。

(41) 国学院大学日本文化研究所編 [1992: 249] なお、本書ではカール・ルードルフの講義と明記していないのであるが、行政官教育という内容からカール・ルードルフのものだと判断する。

度の改革，特に大学教育の必要性など，多岐にわたる領域で，日本政府に対して意見を述べている。しかも，ルードルフ自身が持っている思想に基づいて，当時の日本政府に対して深謀遠慮することなく述べているのである。

3.4. ルードルフの貴族主義

ルードルフは1875(74?)年，オポーレ地区グロス・ストシェルツェ郡の郡長に34歳の若さで赴任した。前述のようにプロイセンの郡長とは，郡議会の推薦に基づき，国王の任命によって赴任する州のもとにある郡を統括する行政官であるが，同時に，貴族としての身分代表でもあった⁽⁴²⁾。郡長は保守的で貴族主義的な立場を代表する官僚という見方がされがちであるが，歴史的には必ずしも保守的ではなく，政治改革の中心となる郡長も存在していたという。では，若くして郡長となったルードルフはどのような貴族主義的な自由主義思想を持っていたのだろうか。

第一に，ルードルフの貴族主義が最も端的に表れた明治政府への提案は，町村会議員選挙における等級選挙の提案であろう⁽⁴³⁾。もっとも，等級選挙についてはロエスレルも支持するなど，ルードルフの独自の視点からの建議ではなかった。むしろ，ロエスレルなどはもっと保守的とも言え，選挙権だけではなく被選挙権についても等級制を採用し，議会での議決権も等級制を採用すべである，という提案さえ行っていたのであった⁽⁴⁴⁾。さらに，モッセについても，モッセが起草した「地方官政及共同行政組織の要領」にて，等級選挙を提案している⁽⁴⁵⁾。つまり，当時来日したプロイセンの知識人では，現在の価値観からすれば非民主的で貴族主義的な選挙制度が採用されていることに違和感はなかったのであり，それはルードルフも例外ではなかった。

第二に，町村制度に戸長の導入を提案したことである。この点は，モッセから批判を受けた点である。ルードルフは，日本の農民が庄屋・名主(後の戸長)を中心とした一定の地方自治を実践していたと評価していた。この評価が，ルードルフが戸長制度を前提とした町村制度を提案したことに結び付くのである。この封建的な戸長制度を前提とした点が，ルードルフの草案は保守的かつ官治的の地方自治制度であるという消極的評価につながっていく。

終わりに

数少ない史料からではあるが，ルードルフは自由主義的かつ貴族主義的な自治思想を持っていたと考えられる。それは，ルードルフのみならず当時のプロイセンのエリートに多く見られる価値である。彼らの「自治の思想」は，騎士团的あるいはユンカー的な自治の精神の発露であった。彼らは東方へ移住していった先で農村地区を経営し，マックス・ヴェーバーが指摘したように，プロイセンにおける裕福

(42) 石川澄雄 [1972: 61]，亀卦川浩 [1967: 93] によれば，郡長とは，その地域に土地を所有し，一年以上居住する者で，試験に合格して4年間行政官，司法官もしくは地方自治の事務に従事した者である。

(43) 国学院大学日本研究所編 [1992: 209]

(44) 亀卦川浩 [1967: 35] を参照。このロエスレルの提案が採用されることはなかった。

(45) 亀卦川浩 [1967: 55] を参照。ただし，モッセはその後，等級選挙は暫定的なものであり，恒常的な制度として提案したものではないという趣旨の見解を遺している。亀卦川浩 [1967: 152-153]

な農民資本主義の先駆けだったのである。

そのため、ルードルフをはじめとする「お雇いドイツ人」への後の評価は、非民主的で封建制を引きずった憲法体制と地方自治制度をつくる契機となったというように評価されることとなる。確かに、ルードルフの提起した等級選挙や貴族主義的な郡長あるいは戸長制度の提起は、後の観点からすれば封建思想の何物でもない。だが、一方で「町村総会」という当時としては極めて自由主義な民主制度の提起に対して、ロエスレルやモッセはおろか、日本の政府関係者からも特別な批判あるいは否定は出ていなかった。その理由については判然としないが、町村総会の持つ政治的な意味については、当時のドイツ人にとって当然であったのであろう⁽⁴⁶⁾。

そもそも、筆者がルードルフに関心を持った動機は、日本における町村議会での議員の成り手不足に対応するため、議会に替わって町村総会へ変更していくことについて議論が進められたことであった。高知県大川村の村長の問題提起から始まったが、総務省を中心に検討会が開催されたものの、結局のところは議会を維持していくことで議論は落ち着いた。

だが、首長と町村議会議員を直接選挙で選ぶことを規定した憲法第93条にも抵触しかねない地方自治法第94条が、どのような理由と経過から明治の町村会条例に条文として残っているのかを探究し始めた。その公民総会（町村会）を提起したのが明治初期にプロシアから来日したルードルフであることを知り、なぜ彼がそのような提起をしたのかを探ることに最も関心を持ったのである。

しかしながら、ルードルフに関する研究や資料は、本論文の冒頭で記したように、非常に限られている。しかも、同時期に来日したアルベルト・モッセに対する評価や注目度は高いにも関わらず、ルードルフに関する評価や注目度は芳しくない。

そこで、少しでも彼に関する情報や資料を入手するために、ベルリンの連邦公文書館等⁽⁴⁷⁾に問い合わせし、さらにルードルフが公務員として最後を過ごしたカッセルに赴き、カッセル図書館等で資料をあたった。その結果、ルードルフに関する情報は断片的ではあったが収集していくことで、少しずつ彼の実像に近づくことができた。しかしながら、彼自身が執筆した論文等は、日本政府に建議したもの以外では、ドイツ連邦公文書館に残されているもの以外は見つからず、それらだけでは、彼の思想や信条について詳細に知ることは困難である。したがって、ルードルフの日本の地方自治制度への貢献を、彼が持っていた自由主義思想から再評価する、という目論見を満たすだけの十分な史料を発見できないままである。

今後の研究課題としては、彼が出生してから大学時代、そして各地の赴任地に彼の残したものがある

(46) ドイツなどのヨーロッパ諸国における農村自治についての研究と資料は十分とは言えない。しかしながら、農村地区を回ると中世の時代から、教会地区を中心としての住民による総会（裁判）や、場合によっては領主や教会との間で「市民憲章（Charter）」などを策定していたという記録が残っている。住民による総会（裁判）の例としては、拙著 [2020] ならびに筆者によるドイツのカッセル市の調査による（2022年3月）。また「市民憲章」については、ベルギーのモンス市のホームページによる。

<https://www.mons.be/ma-commune/mons-et-son-histoire/villages-de-mons>（2022.3.14 アクセス）

(47) 2022年3月、ドイツ各地にある公文書館を問い合わせしたところ、連邦公文書館、外交公文書館、プロイセン国家機密公文書館、マールブルク公文書館からそれぞれ回答があった。いずれも、ルードルフに関する資料のほとんどは、連邦公文書館に保存されているとのことであった。そして、3月4日、連邦公文書館のJonas Nordheim氏より、ルードルフに関する資料（本論文の参考文献に記載）をPDF化すると回答があった。

かどうかを丹念に調査していくことであろう。特に、注目したいのが、ポーランド地区である。ポーランドはヨーロッパの中でも、中世の早い時期から各地で議会が実践されていたとされる。そこに郡長として赴任したルードルフが、ポーランドの農村部での自治についてどのように評価したのかが関心の的である。さらに、彼が青春時代を過ごし、そして終焉の地となってハイデルベルクが、ルードルフが自由主義的思想を持つようになったきっかけがあるとの仮説について、さらに史料等を探ることによって証明することが残された課題である。

参考文献

- 石川澄雄 『シュタインと市民社会』御茶の水書房, (1972)
- 伊藤博文編 『秘書類纂 財政資料 上巻』秘書類纂刊行会, (1935)
- 『秘書類纂 法制関係資料 下巻』秘書類纂刊行会, (1935)
- 『秘書類纂 帝室制度資料 上巻』秘書類纂刊行会, (1936)
- 『秘書類纂 帝室制度資料 下巻』秘書類纂刊行会, (1934)
- 『憲法資料 中巻』憲法資料刊行会, 1934年
- 牛米 努 「明治20年所得税法導入の歴史的考察」『税大論叢』56号, pp.438-488, (2007)
- 大塚三七雄 『明治維新と独逸思想』日独出版協会, (1943)
- 大月 誠 「ビスマルク体制期のシュレーゼン州におけるユンカー的土地所有」『経済論叢』京都大学経済学会, 第109巻, 第3号, pp.76-102, (1972)
- 大野英二 「プロイセン・ドイツの近代化と地方自治 (1)」『経済論叢』京都大学経済学会, 第123巻, 第4・5号, pp.1-18, (1979a)
- 「プロイセン・ドイツの近代化と地方自治 (2)」『経済論叢』京都大学経済学会, 第123巻, 第6号, pp.1-21, (1979b)
- 尾佐竹猛 『日本憲法史の研究』一元社, (1943)
- 議会政治社編 『日本憲政基礎史料』議会政治社, (1939)
- 亀卦川浩 『明治地方制度成立史』柏書房, (1967)
- 居石正和 「明治地方制度の成立とその特徴 (4)」『同志社法学』49巻5号, pp.232-289, (1998)
- 国学院大学日本研究所編 『近代日本法制史資料集第13 ルードルフ答議』東京大学出版会 (1992)
- 柴田隆行 『シュタインの社会と国家』御茶の水書房, (2006)
- 鈴木安蔵 「オットー・ルードルフ (Otto Rudorff) とカール・ルードルフ (Carl Rudolph) について」『明治文化』13巻9号 (1940)
- 『憲法制定とロエスレル: 日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神』東洋経済新報社, (1942)
- 野崎直治 『ドイツ中世農村史の研究』創文社, (1985)
- 林健太郎 『プロイセン・ドイツ史研究』東京大学出版会, (1977)
- 林 毅 『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂, (1986)
- ブリュフォード, W・H 訳前田完治 『18世紀のドイツ』三修社, (2001)
- 眞鍋貞樹 「町村における住民総会の起源と今日の議論」『政治行政研究』拓殖大学地方政治行政研究所, 第11巻, pp.1-18, (2020)
- メクゼーバー, コルト エリザベート・シュラウト編 監訳瀬原義生 訳 赤坂俊一・佐藤専次 『ドイツ中世の日常生活 騎士・農民・都市民』刀水書房, (1995)
- 森川 洋 「ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州の市町村制度と地区 (ベチルク) 制度」『地誌研年報』13号, pp.27-52, (2004)
- 山田作男 『プロイセン史研究序説』風間書房, (1982)
- 渡辺廉吉伝記刊行会 『渡辺廉吉伝』出版社不明, (1934)

Ando, Junko “Japan und die Preußische Verfassung” Gerhard Krebs(Hg.) *Japan und Preußen* Herausgegeben vom Deutschen Institute für Japanstudien, 2002, pp. 163-184.

Schenck, Paul-Christian *Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens. Deutsche Rechtsberater im Japan der Meiji-Zeit*, Franz Steiner Verla, 1997.

Spaulding, Jr. Robert M. *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations* Princeton University Press, 1967.

Wilhelm Rohl “Die Einflüsse des deuchen Rechts auf Japan”, Gerhard Krebs(Hg.) *Japan und Preußen* Herausgegeben vom Deutschen Institute für Japanstudien, 2002, pp. 185-207.

Wilhelm Röhlp *Deutsche Juristen in Japan: Otto Rudorff*, 1998.

モンス市ホームページ

<https://www.mons.be/ma-commune/mons-et-son-histoire/villages-de-mons> (2022.3.14 アクセス)

ドイツ連邦公文書館

<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Home/home.html>

ドイツ連邦公文書館に保存されているカール・ルードルフに関する資料については、筆者の依頼によってデジタル化され、現在では同館のホームページにて閲覧可能である。

文書番号 R901/229744 ビスマルク関連文書の中にルードルフ関連文書が掲載

文書番号 R901/229745 同上

文書番号 R1501/210167 ルードルフの職歴簿等